

今月のトピックス

令和3年4月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

役所提出書類の事業主印・ご本人印等の押印省略について

政府がすすめる「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令」により令和2年12月25日より役所へ提出する書類について、事業主印・ご本人印等の押印の省略が進んでおります。今回は、各法で押印の省略が可能となった主な書類についてご紹介いたします。

	押印の省略ができる主な書類	押印が引き続き必要な書類
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届 雇用保険被保険者資格喪失届 雇用保険離職証明書、離職票-2 雇用調整助成金支給申請書 等	雇用保険適用事業所設置届（裏面） 雇用保険事業主事業所各種変更届（裏面） 高年齢雇用継続給付支給申請書（初回分のみ）※1 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書※1 等
労災保険	業務災害・通勤災害の保険給付請求書※2 特別加入申請書（中小事業主等）等	特になし
労働保険	労働保険保険関係成立届 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 名称・所在地等変更届 等	労働保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書兼口座振替依頼書（金融機関への届出印） 雇用保険印紙の消印に使用する認印の印影届出書
社会保険 （健保・年金）	被保険者資格取得届 ※3 被保険者資格喪失届 ※3 被保険者報酬月額算定基礎届 ※3 被保険者報酬月額変更届 ※3 被保険者賞与支払届 ※3 産前産後休業申出書・育児休業申出書 等	保険料口座振替納付（変更）申出書 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 委任状（年金分割の合意書請求用） 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 等
健康保険 （給付・再交付）	療養費支給申請書（立替払い・治療用装具） 高額療養費支給申請書 限度額適用認定申請書 傷病手当金支給申請書 ※2 出産手当金支給申請書 ※2 埋葬料（費）支給申請書 被保険者証・高齢受給者証再交付申請書 等	療養費支給申請書（受領委任の柔整・はりきゅう・あんま） 高額療養費支給申請書（市区町村長欄） 限度額適用・標準負担額減額認定証（市区町村長欄） 出産育児一時金内払依頼書・差額申請書（市区町村長欄） 出産育児一時金支給申請書（市区町村長欄）
安全衛生	定期健康診断結果報告書 ※2 心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書 ※2 等	特になし

※1 事業主（被保険者本人以外の当該事業所従業員含む）から届出される場合は押印不要です。

※2 医師、産業医の押印が必要であった書類についても、押印省略となっております。（証明は必要です）

※3 70歳以上該当者に対する書類についても同様です。

- ・現状押印欄のある旧様式もご活用いただけます。押印欄を二重線で消す等の必要はございません。
- ・事業主印が省略された書類につきましても、**事業主名の記載は引き続き必要**となります。
- ・健保組合についても、押印省略が進んでおります。詳細については各組合の方にご確認ください。
- ・上記以外の書類でも押印が省略されている書類がございますので、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。